高槻市総合交通戦略 実施計画編 (素案)

高槻市



目 次

第 1 章	はじめに	1
1-1 実	計画とは	2
1-2 計	面期間	2
第 2 章	取り組むべき交通施策	3
2-1 施第	6体系	4
2-2施1	전	6



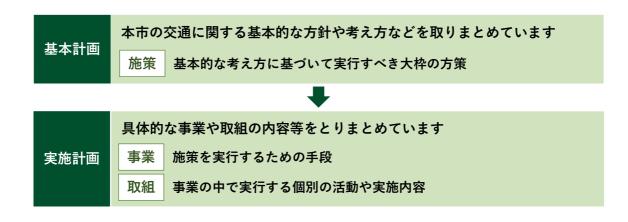
第1章 はじめに

- 1-1 実施計画とは
- 1-2 計画期間

1-1 実施計画とは

「高槻市総合交通戦略 実施計画編」(以下、「本計画」という。)は、「高槻市総合交通戦略 基本計画編」(以下、「基本計画」という。)で示された交通施策の方向性に沿って、施策のより具体的な事業や取組の内容を定め、計画を推進するために策定するものです。

なお、本計画における「施策」とは、基本的な考え方に基づいて実行すべき大枠の方策を示す ものとし、この施策を実行するための手段を「事業」、事業の中で実行する個別の活動や実施内容 を「取組」として定義します。



1-2 計画期間

計画期間は、基本計画と同様に、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。ただし、 事業や取組の進捗状況、地域公共交通を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、事業や取組は、必 要に応じて見直します。

なお、本計画に示す「短期的な取組」は、令和8年度から令和10年度までの3年間において重点的に進める取組、「中期的な取組」は、計画期間7年間にわたって進める取組、「長期的な取組」は、計画期間後も見据えて進める取組とします。

令和8年度			10年度	令和	115年度		
前計画		短期的な 取組		中期的な 取組		長期的な 取組	

第2章 取り組むべき交通施策

- 2-1 施策体系
- 2-2 施策

2-1 施策体系

施策体系は次のとおりです。

基本方針 (交通のあるべき姿) 基本的な考え方 一体的な交通ネットワークの形成による 地域公共交通の活性化及び再生の推進 市内外の人々の移動を支える幹線交通と して、利便性の向上等に取り組むととも 広域幹線 に、将来に渡って安全性・速達性・定時 性の確保をめざします 主に市民の移動を支える幹線交通として、 快適な日常生活 地域公共交通 利便性の維持・向上や効率化等に取り組 を支える交通 むとともに、将来に渡って一定水準の サービスの確保をめざします 地域幹線 主に集落地の地域住民の移動を支える幹 線交通として、運行費用の一部を補助するなど、将来に渡って一定水準のサービ スの確保に努めます 多様な移動ニーズに対応した交通として、 利便性の高いきめ細やかなサービスや地 面的交通 域の特性に応じたサービスの提供をめざ にぎわいと活力 します を支える交通 道路ネットワークの整備・改善による 都市の骨格形成及び交通基盤の強靱化 駅及びその周辺の一体的な都市づくりによる 拠点における交通機能の充実 安全・安心な都市 を支える交通 バリアフリー化や安全対策の継続的な実施による 安全・安心な移動環境の向上

> 多様な移動手段の活用による 地域公共交通の補完



重点 : 本計画で重点的に取り組む事業を示します。

2-2 施策

2-2-1 一体的な交通ネットワークの形成による地域公共交通の活性化及び再生の推進

施	策	1. 共通施策:地域公共交通の利用促進
事 業		モビリティ・マネジメント*
事業エリア		市全域
事業概要		人口減少や少子高齢化に伴い移動需要が減少する中においても、地域公共交通を維
		持し活性化するためには、地域公共交通を更に利用してもらうことが必要です。よ
		り効果的な利用促進を図るため、対象者に応じた、講座やイベントの開催、PR 等の

【取 組】 ※<>内は取組主体

取組を実施します。

① 対象者に応じた講座等の充実 <都市づくり推進課、バス事業者>

地域公共交通を取り巻く環境の 変化や実情などの理解を深めても らうため、市民や学生を対象とし た出前講座や子育て世代を対象と したベビーカーによるバスの乗り 方教室など、対象者に応じた講座 等の充実に取り組みます。



ベビーカー乗車体験教室(市営バス)

② 各種イベントの実施・参加 <バス事業者>

バス利用に繋がるファンづくりやきっかけづくりのため、車庫見学やバス車両の展示など、バスに触れ合う機会を提供する各種イベントの実施・参加に取り組みます。

③ 運転免許証自主返納制度の PR <管理課>

高齢者を対象に、警察を講師とする交通安全教室や市ホームページ、窓口等での冊子の配架等により運転免許証自主返納制度の PR に取り組みます。

※モビリティ・マネジメント:地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「地域公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていくため、一人一人の住民や一つ一つの職場組織等に、環境や健康などに配慮した行動への自発的な転換を促す取組です。

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和14年度
1				継続			
2				継続			
3				継続			

施 策	1. 共通施策:地域公共交通の利用促進				
事 業	案内・情報提供の充実				
事業エリア	市全域				
事業概要	案内の高度化を通じた地域公共交通による移動の利便性向上とともに、本市の魅力				
	発信を行い、市内外からの利用促進を図ります。				
	【取 組】 ※<>内は取組主体				
	① 多様な媒体による案内・情報提供の充実 <地域公共交通事業者、観光シティセ				
	ールス課>				
	各種ウェブサイトやアプリ、フリーペーパー等の多様な媒体を通じて、運行情				

② 駅ターミナルにおける案内の高度化 <バス事業者>

接近情報等が確認できるバスロケーションシステムと連動した発車時刻案内板の設置やスマートバス停の設置など駅ターミナルにおける案内の高度化について検討します。

報だけでなく、観光等の魅力溢れる情報提供の充実に取り組みます。



スマートバス停の事例 (出典:YE デジタル HP)

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				継続			
2		短期					

施策	2. 共通施策:安全・安心な輸送体制の構築					
事 業 地域公共交通のバリアフリー化						
事業エリア	市全域					
事業概要	高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全・安心な移動を円滑に行えるよう、施設や車					
	両等のハード面に加え、乗務員による対応等のソフト面からもバリアフリー化を推					
	進します。					
	【取 組】 ※<>内は取組主体					
	① 鉄道駅や鉄道車両のバリアフリー化 <鉄道事業者>					

- 鉄道駅におけるエレベーターやエスカレーター等のバリアフリー設備の維持管理とともに、鉄道車両における扉の開閉予告装置や車内案内表示器の設置、車椅子スペースの拡大などのバリアフリー化に取り組みます。
- ② バス・タクシー車両のバリアフリー化 <バス事業者、タクシー事業者> 高齢者や障がい者等の多様な方が利用しやすいよう、ノンステップバスやユニ バーサルデザインタクシーの導入など、バス・タクシー車両のバリアフリー化に 取り組みます。
- ③ 乗務員等への研修の実施 <地域公共交通事業者> 移動に困難を抱える方への理解促進や配慮の意識醸成のため、乗務員等へのバリアフリーに係る研修の実施に取り組みます。





バリアフリーに関する乗務員研修の実施 (市営バス)

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			
2				長期			
3				継続			

施 策	2. 共通施策:安全・安心な輸送体制の構築					
事 業	運転者の確保・育成 重点					
事業エリア	市全域					
事業概要	バスやタクシーの運転士や整備士の不足が全国的に深刻化し、生活の足を守るため					
	の担い手の確保が急務となっていることから、事業者の取組に加えて、本市におい					
	ても近隣自治体や事業者と連携した取組を実施します。					

【取 組】 ※<>内は取組主体

- ① 採用説明会の実施 <都市づくり推進課、地域公共交通事業者> 地域公共交通の担い手確保のため、近隣自治体や事業者等との連携による採用 活動として、説明会の実施について検討します。
- ② 2種免許取得支援 <バス事業者、タクシー事業者> バス事業やタクシー事業の運転に必要な2種免許の取得費用の継続的な支援に 取り組みます。



バス運転士職業理解セミナー (茨木市) (出典: 茨木市提供)

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1		短期		継続			
2				継続			

施策	2. 共通施策:安全・安心な輸送体制の構築							
事 業	環境負荷の低減							
事業エリア	市全域							
事業概要	車両や施設の更新を通じ、環境負荷の低減を図るため、温室効果ガスの排出量の削							
	減やカーボンニュートラルへの取組を実施します。							
	【取 組】 ※<>内は取組主体							
	① 環境に配慮した低炭素型車両の導入 <バス事業者、タクシー事業者>							

② カーボンニュートラル運行の実施 <鉄道事業者>

境に配慮した低炭素型車両の導入に取り組みます。

列車運行と駅施設などで使用する鉄道用電力を再生可能エネルギー由来の電力に置き換え、実質的に CO2 排出量をゼロにするカーボンニュートラル運行の実施に取り組みます。

燃費効率の向上や環境負荷の低減を図るため、ハイブリッド車両や EV 等の環



カーボンニュートラルラッピング車両 (出典:阪急電鉄 HP)

取	狙	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1					長期			
2					継続			

施	策	2. 共通施策:安全・安心な輸送体制の構築						
事	業	大規模災害時の緊急輸送体制の確保						
事業エ	リア	市全域						
事業概要		大規模災害時に高齢者や障がい者をはじめとする避難者の輸送が円滑に行えるよ						
		う、緊急輸送体制を確保します。						

【取 組】 ※<>内は取組主体

① 市バス車両活用による避難者の輸送体制の周知・啓発 <危機管理室> 出前講座や防災訓練等を通じて、市バス車両を活用した避難者輸送に関する周知・啓発に取り組みます。



市営バスによる避難者輸送訓練

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				継続			

施策	3. 機能別施策 (広域幹線): 広域移動の活性化									
事 業	輸送サービスの質的充実									
事業エリア	市全域									
事業概要	Eバイル端末で購入・利用可能な乗車券の導入等を通じ、MaaS の実現に向けたサー									
	ごスの充実と周知を図ります。									
	【取 組】 ※<>内は取組主体									
	① QRコード乗車券の充実 <鉄道事業者>									
	乗車券のデジタル化による利便性向上策として、スマートフォンを用いて事前 購入・利用(表示・タッチ)ができる QR コード乗車券の充実に取り組みます。									
	② 「KANSAI MaaS」の充実・周知 <鉄道事業者>									
	マルチモーダルでの乗換経路検索や電子チケット等のサービスをワンストップ									
	に提供し、関西に主要路線を持つ鉄道7社が運営する「KANSAI MaaS」について、継続的なサービスや機能の充実と周知に取り組みます。									
	C Q Rod GETTO X Sta 1day/CX									
	The set of									
	関西の交通事業者連携によるおでかけ応援アプリ									
	CANSAL MAAS DAMED LINE COMMENT OF THE PROPERTY OF THE PROPERT									
	図数2月5県のおでかけを 6っと楽しく、スマートに1 (数数 スポット情報 (ご良美)									
	QR コード乗車券の利用イメージ KANSAI MaaS									
	(出典:阪急電鉄 HP) (出典:関西 MaaS 協議会 HP)									

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				·····································			
2				継続			

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

施 策	4. 機能別施策(広域幹線): 安全性の向上						
事 業	ホーム・車内の安全対策 重点						
事業エリア	市全域						
事業概要	利用者の安全・安心の向上を図るため、駅におけるホーム柵の設置や車内への防犯						
	カメラの設置等を実施します。						
	【取 組】 ※<>内は取組主体						
	① 可動式ホーム柵等の設置 <鉄道事業者>						
カールからの転落による列車との接触事故の時止などホールとの安全							

- ① 可期式ホーム柵等の設置 <鉄追事業者> ホームからの転落による列車との接触事故の防止などホーム上の安全性を高めるため、市内全駅への可動式ホーム柵等の設置に取り組みます。
- ② 車内防犯カメラの設置 <鉄道事業者> 車内トラブル対応や犯罪・迷惑行為の抑制につなげる車内セキュリティ強化の ため、全ての車両への防犯カメラの設置に取り組みます。



転落防止ホーム柵

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			
2				長期			

施策	4. 機能別施策(広域幹線): 安全性の向上
事 業	鉄道施設の防災・減災対策
事業エリア	市全域
事業概要	有馬高槻断層帯地震や南海トラフ地震等の発生時には、本市においても大きな揺れ が想定されることから、施設の耐震化による防災・減災対策を実施します。
	【取 組】 ※<>内は取組主体 ① 高架橋の耐震化 <鉄道事業者>

市内鉄道高架橋において国土交通省令等に基づき、耐震補強の対策が必要な箇所について調査するとともに、必要に応じた耐震化に取り組みます。



高架橋の耐震補強工事(高槻市役所付近)

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			

施	策	5. 機能別施策(地域幹線): 市内移動の円滑化
事	業	利用しやすい運賃体系や支払いシステムの導入
事業ユ	ニリア	市全域
事業	概要	市内移動における利用環境の向上を図るため、想定される様々な利用者に応じた新
		たな支払い方法や割引制度の導入や拡充を検討します。
		【取 組】 ※<>内は取組主体
		① キャッシュレス決済の導入 <バス事業者>

- (1) キャッシュレス決済の導入 <バス事業者> 車載器(運賃箱)の更新に合わせて、クレジットカード決済や QR コード乗車 券等の運賃のキャッシュレス決済について導入を検討します。
- ② 「Tsukica」を活用した多様な割引制度等の拡充 <バス事業者> 市営バス専用 IC カード「Tsukica」を活用し、市営バスの乗り継ぎ割引や昼間 割引の運用継続のほか、多様な割引制度等の拡充について検討します。



次世代型運賃箱の事例 (出典 : 小田原機器 提供)

取	組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
(1			短期					
(2					継続			

施策	5. 機能別施策(地域幹線): 市内移動の円滑化									
事 業	子育て世代、高齢者、障がい者等の外出支援・利用促進 重点									
事業エリア	市全域									
事業概要	子育て世代、高齢者、障がい者等の移動制約者を対象に、地域公共交通の利用や外出									
	を促進するため、市の福祉政策と連携した運賃の無料・割引制度をはじめとす									
	様なサービスを提供します。									
	【取 組】 ※<>内は取組主体									
	① ライフステージに即した多様な割引乗 妊娠 こうのとりパス は 出外 出席 によっ									
	車制度の継続 <バス事業者>									
	「妊婦特別運賃制度(こうのとりパ ス)」「乳児保護者等特別運賃制度(かる									
	人)」「乳児保護有寿特別連貫制度(かる がもパス)」「U-12、U-15 おでかけパス」									
	など、市民のライフステージに即した多									
	様な割引乗車制度の継続的な運用に取り 組みます。									
	大学生									
	② 子育て支援乗車制度の拡充検討 <バス									
	事業者> シルバー 高齢者無料(割引)乗車制度									
	現行の乗車制度のリニューアルを見据									
	えて、利便性向上や利用状況の可視化等 ライフステージに応じた 別別乗車制度(市営バス)									
	の制度拡充を検討します。									
	 ③ 市営バス高齢者割引乗車券・無料乗車券制度の継続 <長寿介護課>									
	高齢者の社会参加の促進を図るため、75歳以上の市民に市営バスの無料乗車									
	券・70歳以上の市民に割引乗車券を交付する制度の継続的な運用に取り組みま									
	す。 									
	 ④ 市営バス障がい者無料乗車券制度の継続 <障がい福祉課>									
	・									
	バス無料乗車券を交付する制度の継続的な運用に取り組みます。									

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				継続			
2		短期			継糸		
3				継続			
4				継続			

施	策	5. 機能別施策(地域幹線): 市内移動の円滑化
_		
事	業	バス停の待合環境の改善・乗り継ぎ環境の整備
事業コ		市全域
ナベー	_ , ,	11. 7. 20
事業	概要	利用者が多いバス停を中心に、上屋やベンチの設置等、待合環境の改善を検討・実施
		します。

【取 組】 ※<>内は取組主体

① 上屋及びベンチ等の設置 <バス事業者>

利用状況や歩道幅員等の道路条件、施設の経年劣化といった実情を踏まえた設置状況となるよう、計画的にバス停の上屋及びベンチ等の設置に取り組みます。



バス停におけるシェルター等の設置

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			

施策	6. 機能別施策(地域幹線): 地域幹線の確保・維持									
事 業	状況の変化に対応した路線やダイヤの検討									
事業エリア	市全域									
事業概要	市営バスの路線やダイヤについては、OD データを活用し、移動需要の変化を適切に									
	捉えるとともに、今後予定されている市の施設整備や新たな道路の供用開始等を踏まえた検討を行います。									
	【取 組】 ※<>内は取組主体									
	① 0D データに基づく効率的かつ公平なダイヤ編成 <バス事業者>									
	OD データに基づく効率的かつ公平なダイヤ編成に継続して取り組みます。									

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				継続			

施	策	6. 機能別施策(地域幹線): 地域幹線の確保・維持					
事	業	山間地域における適切な交通手段の導入検討 重点					
事業コ	ニリア	山間地域					
事業	概要	市営バス路線のうち極端に利用者が少ない北部山間地の区間について、デマンド交					
		通等の各地域に適した交通手段の導入を検討・実施します。					
		【取 組】 ※<>内は取組主体					
		① 樫田地区におけるデマンド交通導入実証実験 <都市づくり推進課、バス事業者>					

- 市営バス路線田能線の原大橋以北において、地域住民との協議を踏まえた新たな交通として、デマンド交通の実証運行に取り組みます。
- ② 地域の移動手段の確保に向けた協議 <都市づくり推進課、バス事業者> 山間地域における地域の移動手段の確保に向け、新たな交通手段の導入につい て地域住民との協議に取り組みます。



地域との協議の様子(樫田地区)

取	組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1			短期					
2					中期			

施 策	6. 機能別施策(地域幹線): 地域幹線の確保・維持
事 業	市街化調整区域等運行路線における財政支援
事業エリア	市街化調整区域等
事業概要	市営バス路線のうち、多くの需要が見込めない市街化調整区域等を運行する路線に
	ついては、市民の日常生活における移動手段を確保するため、引き続き生活交通路
	線維持事業補助金による路線の維持を図ります。
	【取 組】 ※<>内は取組主体
	① 生活交通路線維持事業補助金の交付 <財務管理室、都市づくり推進課> 市営バス事業の経営健全化と市民福祉の維持向上のため、市街化調整区域を相 当区間通っている一部市営バス路線において運行損失額に対する継続的な支援に 取り組みます。

取	組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
(1					継続			

施策	6. 機能別施策(地域幹線): 地域幹線の確保・維持
事 業	新技術や新たな交通モードの導入に関する調査・研究
事業エリア	市全域
事業概要	自動運転技術等の開発が進む中、新たな技術や交通モードをいち早く実装できるよ
	う、調査・研究に取り組みます。

【取 組】 ※<>内は取組主体

① 自動運転技術等に関する共同研究 <都市づくり推進課、バス事業者> 市と民間会社で締結した連携協定に基づき、自動運転技術等の新たなモビリティの適応可能性等の検討を行うことで、高槻市の持続可能な交通体系のあり方に 関する官民連携の研究に取り組みます。



民間企業との連携協定

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			

施策	7. 機能別施策 (面的交通): 市内移動の活性化						
事 業	タクシーの活用促進 重点						
事業エリア	市全域						
事業概要	市内のタクシーについては、時間帯やエリアによって需給のミスマッチ、特に電話						
	での配車依頼に応えられない状況が生じていることから、配車アプリの活用促進に						
	よりタクシーの利用促進を図るとともに、事業者の予約受付業務の負担軽減等に取						
	り組みます。						
	【取 組】 ※<>内は取組主体						
	① 高齢者向けタクシー配車アプリの使い方講座の実施 <都市づくり推進課、タク						
	シー事業者>						
	タクシー配車アプリの普及に向けて、高齢者向けのタクシー配車アプリの使い						
	トループ方講座の実施について検討します。 						



自治会を対象としたスマホ活用講座 (出典:高槻市 HP)

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1		短期			· 継:		

施策	8. 機能別施策 (面的交通): 幹線交通の補完									
事 業	地域の特性に応じた新たな交通サービスの導入検討									
事業エリア	市全域									
事業概要	移動が困難な方の増加や移動ニーズの多様化が見込まれる中、地域住民の積極的な									
	参画のもと、仕組みづくりや技術支援を行う等、新たな交通サービスの導入に向け									
	た検討を行います。									
	【取 組】 ※<>内は取組主体									
	① 地域主体型の移動手段創出の技術支援 <都市づくり推進課>									
	ラストワンマイルや地域内移動等のきめ細かな移動需要に対して、自家用有償 運送制度等の活用可能性について調査・研究を行うなど、地域主体型の移動手段									
	創出の技術支援について検討します。									

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			

2-2-2 道路ネットワークの整備・改善による都市の骨格形成及び交通基盤の強靭化

. 7 2 追始不	ットソークの登補・改善による郁巾の有俗形成及の文理基盤の強物化									
施策	9. 幹線道路ネットワーク等の形成									
事 業	需要に応じた都市計画道路等の整備									
事業エリア	市全域									
事業概要	が一次 都市間交流の活性化や円滑な地域内移動の実現のために、優先度を踏まえた都市計									
	画道路(萩之庄梶原線、環状幹線道路など)の整備を推進します。また、国土軸を形									
	成する新名神高速道路については、関係者と連携の上、整備促進を図ります。									
	【取 組】 ※<>内は取組主体									
	① 都市計画道路の見直し <都市づくり									
	推進課> 広域幹線通路									
	長期未着手の都市計画道路につい									
	て、社会情勢の変化による計画の必要 性や事業の実現性を踏まえ、関係機関									
	と調整の上、必要に応じた都市計画道									
	路の見直しに取り組みます。									
	STATE OF THE STATE									
	② 新名神高速道路の整備 <nexco th="" 西日<=""></nexco>									
	本 > 展記77号の連点の連貫を									
	交通利便性の更なる向上とともに、 ************************************									
	を図るため、国土軸を形成する新名神									
	高速道路の整備促進に取り組みます。									
	③ 広域・放射状・環状幹線道路の整備 交通体系方針図 交通体系方針図									
	く道路課、大阪府茨木土木事務所、国 (高槻市都市計画マスタープラン)									
	土交通省近畿地方整備局>									
	広域・放射状・環状幹線道路ネットワークの形成に向けて、(都) 富田奈佐原線 (府道萩谷西五百住線) など、都市計画道路等の整備推進に取り組みます。									
	M担核台四五日注称/ なこ、御印記画追給寺の金鵬推進に取り組みまり。									

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				継続			
2				中期			
3				長期			

施策	10. 幹線道路等の渋滞緩和
事 業	渋滞対策の実施
事業エリア	市全域
事業概要	幹線道路の渋滞緩和や市内の物流交通の円滑な移動の実現のために、物流事業者や
	荷主に対して、集荷・配達の時間帯の変更やルートの変更、荷捌きスペースの確保
	等、物流を対象とした交通需要マネジメント(物流 TDM)を推進します。
	【取 組】 ※<>内は取組主体
	① 交差点の改良 <道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地方整備局> 交通渋滞の要因となっている交差点において、交通処理能力の向上を図るため、右折レーンの設置など、交差点の改良について検討します。
	② 渋滞対策に関する関係者協議 <都市づくり推進課>
	府道 16 号大阪高槻線(市役所前交差点~唐崎北 2 丁目交差点)において、沿道への物流施設の立地による物流交通等の増加が懸念されることから、状況把握に取り組み、必要に応じた短期的な対応策の実施について検討します。

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			
2		短期					

2-2-3 駅及びその周辺の一体的な都市づくりによる拠点における交通機能の充実

施策	11. 歩行者中心の駅前空間の形成								
事 業	歩きたくなるまちづくりの推進								
事業エリア	市全域								
事業概要	関連計画を踏まえた富田地区における地域の魅力を高める修景支援の継続的ない。								
	や、先進事例の調査研究を踏まえた街路空間の再構築や利活用の可能性の検討、中								
	心市街地への過度な自動車利用の抑制に係る市営駐車場のあり方について検討を行								
	います。								
	【取 組】 ※<>内は取組主体								
	① 富田まちなみ環境整備事業 <都市づくり推進課>								
	「富田地区交通まちづくり基本構想」に基づき、富田らしい歴史と趣のあるま ちなみを再創出し、地域の魅力を高めるため、鉄道駅と歴史資源を結ぶ経路の修								
	景支援を継続的に実施します。								
	② 景観形成資源の保全及び活用に係る制度の検討 <都市づくり推進課>								
	良好な景観形成に向け、文化財保存活用地域計画区域である城下町エリアにおいて、風格と趣あるまちなみの形成に向け、景観形成資源の保全や創出、支援策								
	について検討します。								
	 ③ 道路空間の再構築・利活用 <都市づくり推進課>								
	居心地が良く魅力的な駅前空間の創出に向けて、官民連携による先進事例の調								
	査・研究などに取り組み、道路空間の再構築や利活用の可能性について検討しま								
	す。 								
	④ 中心市街地における市営駐車場のあり方検討 <管理課>								
	中心市街地では、民間駐車場が増加していることから、現在の市営駐車場の利								
	用状況や周辺駐車場の状況把握をし、今後の施設のあり方の検討を行います。								

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				継続			
2		短期					
3				長期			
4		i		長期			

16 65	40
施策	12. 交通結節機能の強化・充実
事 業	駅周辺の交通結節機能の強化
事業エリア	駅周辺地域
事業概要	JR 高槻駅南地区の再整備にあわせ、当該地区に求められる交通機能のあり方について整理・検討を行います。
	【取 組】 ※<>内は取組主体
	① JR 高槻駅南地区の再整備のあり方検討 <都市づくり推進課> JR 高槻駅南地区の再整備について、準備組合が事業計画素案の作成に着手する ことを受け、当該地区に求められる都市機能・都市基盤のあり方について整理・ 検討します。

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1		短期					

施策	12. 交通結節機能の強化・充実
事業	鉄道による地域分断の解消
事業エリア	鉄道沿線地域
事業概要	鉄道により分断されている地域については、鉄道との交差部の道路整備や側道の整
	備、高架下の有効活用などを進めることで、交通の円滑化や地域の一体化を進めま
	す。
	【取 組】 ※<>内は取組主体
	① 鉄道高架化 <都市づくり推進課>
	交通及びまちづくりの課題解決に向け、関係機関や鉄道事業者との勉強会を開
	催し、鉄道高架化の可能性について検討します。

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			

2 - 2

2-4 バリア	フリー化や安全対策の継続的な実施による安全・安心な移動環境の向上
施 策	13. 移動等の円滑化
事 業	歩行空間の確保
事業エリア	重点整備地区
事業概要	令和4年3月に改定した「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区に
	おいて、高齢者や障がい者等が、安全・安心にまちを移動できるように、歩道の改良
	や視覚障がい者誘導用ブロック整備などの歩道空間のバリアフリー化等を進めま
	す。
	【取 組】 ※<>内は取組主体
	① 歩行空間のバリアフリー化 <道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地

② 効果的な放置自転車対策の実施 <管理課>

のバリアフリー化を推進します。

民間事業者・商店街等と連携した駅周辺での街頭指導や放置自転車対策ポスタ 一の掲示、自転車放置禁止区域内の公営・民営駐輪場マップの市 IP 掲載など、 様々な手法を加えた啓発活動による放置自転車対策の実施に取り組みます。

歩道の新設・改良や視覚障がい者誘導用ブロック等の設置・更新など歩行空間

③ 商店街等の道路不正使用防止キャンペーンの実施 <管理課>

国土交通省が実施する「道路ふれあい月間」に併せて、高槻駅周辺において関 係機関や団体と共同でビラ配布及び現地指導を行うなど、道路上の商品や看板等 のはみ出しを防止する啓発活動の実施に取り組みます。





道路不正使用等防止キャンペーンの実施状況

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			
2				継続			
3				継続			

施策	13. 移動等の円滑化					
事 業	移動困難者の外出支援					
事業エリア	市全域					
事業概要	令和4年3月に改定した「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障がい					
	者等が、安全・安心にまちを移動できるように、心のバリアフリーの浸透に向けた研					
	修の実施や周知・啓発活動等の実施など、ソフト面での取組を進めます。					
	【取 組】 ※<>内は取組主体 ① 心のバリアフリーの推進 <都市づくり推進課> ユニバーサルデザインの視点も踏まえながら、障がい者や高齢者等に対する理解を深めるため、市内小学校においてバリアフリー総合学習などを実施します。					

② ゆずりあい駐車区画の整備促進 <管理課>

桃園町駐車場・高槻駅北地下駐車場に1箇所ずつ設置しているゆずりあい駐車 区画について、利用状況やニーズ等を勘案し、整備を促進します。

③ 市営駐車場における障がい者などに対する駐車料金減免制度の継続 <管理課 >

障がい者などを対象に、市営駐車場において一時利用料金を減免する制度の継続的な運用に取り組みます。



小学校でのバリアフリー体験学習

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				継続			
2				継続			
3				継続			

施	策	14. 歩行者の安全確保					
事	業	歩道の安全対策					
事業エリア		市全域					
事業概要		平常時に加え、災害時にも、誰もが安全に通行できる歩道空間の実現を目指し、無電					
		柱化をはじめ、ブロック塀等の撤去等に取り組みます。					

【取 組】 ※<>内は取組主体

① 無電柱化の推進 <道路課、大阪府茨木土 木事務所、国土交通省近畿地方整備局> 都市防災機能の向上や安全快適な歩行 空間の確保、良好な都市景観の形成のた め、無電柱化の推進に取り組みます。



無電柱化の推進 (西国街道線)

② ブロック塀等の撤去 <審査指導課> ブロック塀等撤去工事にかかる費用の一部補助及び制度の周知啓発に取り組みます。



地域の安全確保に向けた取組リーフレット

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			
2				長期			

施策	14. 歩行者の安全確保
事 業	通学路の安全対策
事業エリア	市全域
事業概要	高槻市通学路安全プログラムに基づき、子どもたちを取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」を進めます。特に、通学路の安全点検や危険箇所の具体的な対策実施、交通量が多い場所での歩道の整備や路肩のカラー化など、教育委員会などの教育関係機関と連携しながら、歩道の改善・安全確保を図ります。
	【取 組】 ※<>内は取組主体 ① 路側帯のカラー化・更新 <道路課> 歩道の無い幹線通学路において、路側帯のカラー化や更新に取り組みます。

- ② 交差点部における支柱設置 <道路課> 歩道への車両侵入を抑制するため、幹線通学路の信号交差点部において支柱設 置に取り組みます。
- ③ 幹線通学路一斉点検調査の実施 <学校安全課> 各小学校において、毎年、保護者をはじめとする地域住民との協働のもと、防犯・ 交通安全・防災の観点から、幹線通学路の点検・調査の実施に取り組みます。



幹線通学路の一斉点検の状況 (出典:高槻市通学路安全プログラム)

取	知 組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	1				継続			
	2				継続			
	3				継続			

2-2-5 多様な移動手段の活用による地域公共交通の補完

地方整備局>

佐 笙 15 白転車利用環境の向上

旭 束	15. 白転車利用環境の同工								
事 業	転車通行空間の確保								
事業エリア	市全域								
事業概要	たかつき自転車まちづくり向上計画に示されている「自転車を安全・快適に利用で								
	きるまち たかつき」の実現を目指し、幹線道路等を活用した自転車通行空間ネッ								
	トワークを構築し、自転車利用者のみならず、歩行者が安全・快適に通行できる道路								
	交通環境を創ります。								
	【取 組】 ※<>内は取組主体								
	① 自転車通行空間の整備・改善 <道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿								
事業概要	きるまち たかつき」の実現を目指し、幹線道路等を活用した自転車通行空間ネットワークを構築し、自転車利用者のみならず、歩行者が安全・快適に通行できる道路交通環境を創ります。 【取 組】 ※<>内は取組主体								

自転車利用者のみならず、歩行者が安全・快適に通行できる道路交通環境の創出に向け、「たかつき自転車まちづくり実行計画」に基づき、自転車通行空間(矢羽根)の整備に取り組みます。





自転車通行空間整備の状況

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			

施 策	15. 自転車利用環境の向上									
事 業	駐輪環境の充実									
事業エリア	市全域									
事業概要	たかつき自転車まちづくり向上計画に示されている「自転車を安全・快適に利用で									
	きるまち たかつき」の実現を目指し、既存駐輪場の利用促進や機能向上、利用者サ									
	ービス向上等の実現に向け、関係機関と協議・連携を図り、総合的な駐輪施策を展開									
	するとともに自転車利用者の満足度の向上を目指します。									
	【取組】※<>内は取組主体									
	① 需要に応じた駐輪サービスの充実 <管理課>									
	市立自転車駐車場において、2人乗り自転車に対する1階への優先駐車案内や 駐輪区画の見直しを行うことで、需要に応じた駐輪サービスの充実に取り組みま									
	す。									

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				継続			

施策	15. 自転車利用環境の向上
事 業	自転車利用に関する意識啓発
事業エリア	市全域
事業概要	たかつき自転車まちづくり向上計画に示されている「自転車を安全・快適に利用で
	きるまち たかつき」の実現を目指し、すべての自転車利用者が、自転車の交通ルー
	ルやマナーを理解・実践できるように取り組みます。
	【取 組】 ※<>内は取組主体
	① 自転車交通安全教育活動の充実 <管理課>
	自転車事故防止と交通ルール遵守の徹底を図るため、高齢者や小・中・高校生など年齢層に応じた自転車交通安全教室の実施や教育コンテンツの充実に取り組
	みます。
	② 自転車保険の加入促進 <管理課>
	交通安全教室や街頭啓発、窓口等でのチラシ配架等による周知など、自転車保 険への加入促進に取り組みます。
	③ 自転車安全利用の啓発活動の実施 <管理課>
	「自転車安全利用の日」を中心に、関係機関と連携した事故多発交差点や駅等
	における交通ルールの周知・啓発活動を展開し、自転車安全利用に対する意識啓 発の推進に取り組みます。





関係機関との連携によるルール・マナーの周知・啓発 (出典:高槻市 HP)

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				継続			
2				継続			
3				継続			

16. 移動を支える多様な仕組みの構築
所有から共有への意識転換
市全域
移動手段を保有しなくても快適に外出できるように、カーシェアやシェアサイクル
のポート数の増加に向けた働きかけ、普及促進を図ります。
【取 組】 ※<>内は取組主体
① シェアサービス等の活用・普及 <都市づくり推進課、管理課>
モビリティを所有せず、必要なときだけ利用する意識・行動の定着に向けて、
公共性を有する交通手段としてシェアサイクル等のシェアサービスの活用の検討 に取り組みます。

取組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1				長期			

施策	16. 移動を支える多様な仕組みの構築									
事 業	多様な主体との連携 重点									
事業エリア	市全域									
事業概要	移動が困難な方の増加や移動ニーズの多様化が見込まれる中、市内に立地する事業									
	所や病院等との連携や地域住民が主体となった移動サービスの提供等により地域公									
	共交通の補完を図ります。									
	【取 組】 ※<>内は取組主体									
	① 福祉有償運送制度の周知 <長寿介護課、障がい福祉課>									
	地域公共交通の利用が困難で、車いすを利用する高齢者や障がい者に対して、									
	市社会福祉協議会が実施する福祉有償運送制度を活用した移送サービスの周知に 取り組みます。									
	② 施設送迎サービス等の活用 <都市づくり推進課>									
	地域公共交通を補完する移動手段として、施設の利用者や企業の従業員を送迎 するための輸送サービスやボランティア輸送等の活用可能性について、調査・研									
	タるための軸送り一てスペパランディア軸送寺の活用可能住について、調査・研究に取り組みます。									

取	組	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
1					継続			
2					長期			